

第34回 大阪市路上喫煙対策委員会 会議要旨

1. 日 時 令和2年11月11日（水）10時00分～11時50分

2. 場 所 環境局第1・2会議室

3. 出席者

（委員）

青木委員長、小谷委員、近藤委員、佐々木委員、谷内委員、中野委員、藤田委員
（大阪市）

青野環境局長、川島事業部長、西尾事業管理課長

谷口中央区まち魅力推進担当課長、林健康局健康推進部受動喫煙防止対策担当課長、橋本消防局予防部予防課長、危機管理室

4. 議 題

- ・ 「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（「中央区長堀通り地域」、「こども本の森中之島周辺地域（御堂筋及び大阪市役所・中央公会堂周辺地域の拡大）」）について

5. 議事要旨

- ・ 事務局より「路上喫煙禁止地区」の新たな指定（案）にかかるパブリック・コメントの実施結果及び啓発看板設置候補場所の説明を行った。
- ・ 両地域の禁止地区に指定することについて、様々な課題があるものの、禁止地区指定に向けて進めていくことを確認した。

<主な意見・質問等>

- ・ これまで指定した路上喫煙禁止地区に公園は含まれていないのか。
- ・ たばこ事業者から喫煙所の寄贈にかかる費用負担はどのくらいなのか。
- ・ たばこ屋さんやコンビニ等、敷地内に灰皿が設置されていても、喫煙者が路上に広がっている場所が多く見受けられるが、この場合どのような対応をされているのか。
- ・ 携帯灰皿を持っていれば路上で吸っても良い、また、禁止地区から外れればどこでも吸って良いという誤った認識が多くされているように思う。路上喫煙の防止に関する条例の説明（大阪市では禁止地区以外であっても路上喫煙はしないように努めなければならないこと）をもっと周知徹底すべきではないか。
- ・ 喫煙者に対し直接アプローチできるよう、たばこ販売店での条例の主旨を周知すればマナー向上につながるのではないか。
- ・ 罰則の罰金額を高くしても、実効性や効果に繋がらないことも説明すべきではないか。

- 喫煙設備は、パーティション型ではなく、コンテナ型で整備していくべきである。子供や病気の方への配慮はもちろん、万博を見据え、外国の方々を迎えることも考えるのであれば必須ではないか。
- 路面シールはわかりやすく良いと思う。
- 中央公会堂周辺地域は、景観等規制が厳しい場所であっても、禁止地区の周知は重要であり、看板だけでなく、路面シールや路面タイルを活用した周知を行うべきで、もう少し増やすよう努力してほしい。